

令和5年 第10回浅口市農業委員会議事録

令和5年9月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	欠	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第15号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年10月13日（金））

開会（午後1時30分）

議長

それでは、皆さん暑いところをお集まりいただきましてありがとうございます。何か日本では非常に雨が降らなくて、野菜を植えても全部枯れていきょうと、白菜なんか枯れていきょうというニュース、それからネギなんかも枯れていると、稲も枯れているというふうなことがニュースで、反対にすごく雨が降り過ぎて、長崎なんかはすごい線状降水帯とか言われて物すごく降っているところもあれば、浅口のようにほとんど降らないというふうなところもあったりして、私も野菜に毎日水をやらにゃいけんと、植木にももう水をやらんといけん、毎日やらんといけんというふうなことで、僕はちょっと性根が入っとんですが、皆さんも暑い中、体に気をつけて、特に熱中症、ちょっとインフルエンザがまたはやったりしていますので、それとコロナですか、はやっていますので十分お体にはお気をつけたいと思います。

それでは、これより令和5年第10回浅口市農業委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は10名で定足数に達しております。また、推進委員は13名の出席であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において13番岡田委員、1番大橋委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

641番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は2ページになりますのでお開きください。

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年9月15日提出。

番号641、鴨方町六条院東、畑、357平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長

次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員

11番渡邊です。

この案件の場所は、鴨方ドライブインの東側の新しくできた信号を右に入って、国道バイパスに突き当たった西側、50メートルぐらいのところに位置します。譲渡し人と譲受人は親族関係にあります。譲受人のほうがずっとこの土地を管理しておりました。問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、641番の件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、645番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局 失礼します。番号645、金光町佐方、田、241平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。
委員 3番友田です。
場所のほうは、地図の3ページと4ページになります。ちょうど佐方の交差点、みわ記念病院のほうから500メートルになるかなというところの県道南浦金光線のほうを南に下ったところ沿いにある田んぼです。譲渡し人のほうは、もう草刈りも大変ですし、誰か作ってくれる人がおたらというところで譲渡しが決まったというふうに聞いています。特に問題はないと思います。よろしく願いします。
議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、645番の件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、647番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局 失礼します。番号647、金光町佐方、田、171平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いします。
議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。
委員 こちらのほうも譲渡し人のほうがもう管理が大変で、おばあちゃんは私は反対とかというふうには言うてはったんやけど、もうここは譲受人のほうが野菜か何かを作っている。場所のほうは、5ページと6ページになります。こちらのほうも先ほどのところの手前のほう、ちょっと入った、ちょうど400メートルから500メートルぐらい、佐方の信号から南に入ったちょっと東手、田になっていますけど実際は今は畑として使われているというふうに聞いています。特に問題はないと思います。よろしく願いします。
議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。
委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、647番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、648番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号648-1、金光町佐方、畑、518平米。同じく2、金光町佐方、畑、99平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、同じく3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 3番友田です。
こちらのほうも譲渡し人のほうは645、647と同じ方になられます。こちらの場所は、ちょっと遠くて、佐方のみわのところの信号から約1キロぐらい、金光南浦線を南に下りて、途中旧農協へ曲がる道がありますけれど、それを反対の東側に回って長津の神田池から南へ上がっていくという形になるんですけど、これが7ページ、8ページの地図になりますけど、648の部分が1と2という形になっているところです。譲受人のほうはこの辺りの昔の田んぼ、去年、おととしぐらいから田んぼをやめてるんですけど、一緒に土地を耕している方になりますので特に問題がないと思います。草刈りなんかはきれいにやられてますので、特に問題はないというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、648番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、649番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号649、金光町佐方、畑、261平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、同じく3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 こちらのほうも先ほど647、45、47、48と同じ譲渡し人の方の贈与という形になります。場所のほうは、先ほどの7ページ、8ページの648の1と2の間にあります〇〇〇〇の土地になります。こちらのほうは譲受人がイチジクをこちらで育てているというふうに聞いております。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、649番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、650番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号650、寄島町、畑、20平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 12番梶原です。

議長 地図のほうは9ページ、10ページになります。これは寄島の農協の筋、国頭公会堂より北に100メートルほど行った角に中古住宅の購入と同時にこの前にある20平米ですけど、その畑を同時に譲り受けたもので問題はないかと思われます。現状的には耕作放棄地ではないんですけど、作物は全く作られていない状態の畑となります。ご審議よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、650番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、651番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号651、鴨方町鴨方、畑、330平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。なお、譲受人は〇〇〇〇となっておりますが、この農地の隣地に転入予定でございます。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

議長 場所は、一部は11ページと12ページになります。場所は鴨方中学校の北側約300メートルぐらいのところにあります。この土地は、先ほど事務局からあれもありましたが、5月の審議で許可が出ています。この土地のすぐ隣になります。結局、家族でこちらに引っ越しをするということで、両親も一緒に来られて、両親のほうがちよっと畑仕事をしたんだというようなことから隣の土地でありますこの土地を購入したいというようなことから話ができたみたいです。問題なかろうかと思ひます。よ

ろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、651番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、652番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号652、金光町下竹、畑、345平米、譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。
場所は、県道倉敷笠岡線の下竹の寿光園があります、そのすぐ下、100から150メートルぐらい北のところに池があります、そのすぐそばにあります。それで、増反、労力不足、別に問題はないと思います。審議のほどよろしく。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、652番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、654番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号654-1、鴨方町鴨方、畑、289平米。同じく2、鴨方町鴨方、畑、1,006平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。
地図は15ページ、16ページになります。場所は鴨方の保健センターの隣に鴨方交番がありますが、そこから東へ向かって約400メートル、突き当たりに池があります、その池の南側に位置します。この土地はこの譲受人が今まで借りて耕作をされとったようです。このたびもう譲ってもらえないかというようなことから話がまとまったようです。問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、654番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

643番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますのでお開きください。

議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年9月15日提出。

番号643-1、金光町占見新田、田、655平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡人は、〇〇〇〇。同じく2、金光町占見新田、畑、436平米。譲渡人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲住宅で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第3種で、用途区域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。なお、転用後の地目は宅地と道路となります。よろしく願いいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

地図は17、18ページです。分譲住宅〇〇〇〇ということで、今のところそれで。場所は浅口の総合支所のすぐ斜め北になります。それで、今のところ問題ないと思います。審議のほうよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、643番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、655番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号655、鴨方町深田、田、225平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地となります。よろしく願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

地図は21、22ページになります。場所は、鴨方中学校から西へ向かって約500メートルぐらいになります。鴨方クリニックという医院がありますが、そのすぐ前になります。この土地の入り口、あるいは駐車場等のところが狭くて、過去にも接触事故等があったようなことで拡張したほうがいいというようなことで、今回すぐ隣を購入するというようなことのようにです。問題なかろうかと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。

　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、655番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。

　　続きまして、653番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は5ページになりますのでお開きください。

　　議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）。令和5年9月15日提出。

　　番号653、鴨方町鴨方、田、491平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は、第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、6番佐藤委員、補足説明をお願ひします。

委 員 　　6番佐藤です。

　　地図は19ページ、20ページになります。場所は鴨方のビッグから県道を北へ向いて約200メートルぐらいのところに旧スズキ麵工があったところに今交差点があります。その交差点から20メートルぐらい北へ入った土地になります。4月頃に医院ができるということで、その駐車場が足りないので貸してほしいということから話がまとまったようです。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。

　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、653番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。

　　議案第34号農用地利用集積計画についてを議題とします。

　　事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は6ページになります。

	議案第34号農用地利用集積計画につきまして。令和5年9月15日提出。 それでは、説明いたします。
	番号7番から9番の3件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。
	利用権設定を受ける者は2名、農地は3筆です。更新が1筆、新規が2筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3筆全て5年となります。
	次に、7ページへ移ります。
	1の(1)地目別設定面積につきましては、田、1,465平方メートル、畑、372平方メートル、計1,837平方メートルです。
	以上です。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、承認することに決定いたします。
	日程第4、報告事項に移ります。
	報告第15号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。議案書は8ページになりますのでお開きください。
	報告第15号農地法施行規則該当転用届について。令和5年9月15日提出。
	番号646、寄島町、田、248平米のうち40平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は、農振地です。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。
	質疑がないようですので、報告を受けたこととします。
	日程第5、その他に移ります。
	事務局から報告等がありましたらお願いいたします。
事務局	①市の農業経営基盤強化の基本的な構想の改定について ②農業委員会等の研修会について ③許可申請書等の様式の変更について ④貸借契約書の例について ⑤次回の農業委員会について

議 長

それでは、ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後２時１９分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩